

承認第4号

専決処分の承認について（関市介護保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年5月8日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第 6 号

関市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

関市長 尾 関 健 治

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成 12 年関市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 条第 1 項中「令和 3 年度分及び」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 5 年 4 月 1 日」に、「令和 5 年 3 月 31 日」を「同年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。